

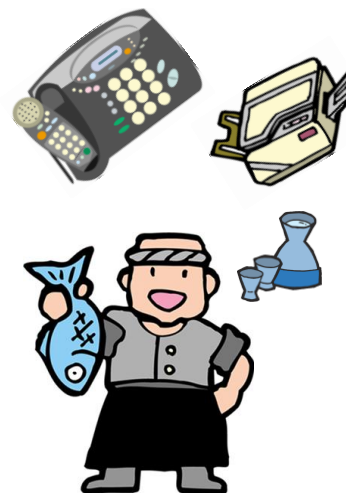
11月の処方箋

11月の処方箋

店の契約でもクーリング・オフできるの!?

自宅とは別の場所で小さな居酒屋を夫婦で細々と経営している。昨日、店に販売員が訪ねてきて「今までのリース契約を一本化すれば毎月3万円になり経費が節約できる」と言われた。確かに**電話機、FAX、防犯システム等**のリース契約があり月々5万円を支払っていたので、2万円安くなるなら・・・と思い契約した。本当に安くなるのだろうか。

(自営業主 70歳代男性)



<相談の経緯>

センターで契約内容を確認すると、**以前のリース契約とは全く関係のない、新たな電話機のリース契約**を結んでいることがわかりました。

センターで交渉したところ、自宅と店が別棟であったためクーリング・オフは適用されないと反論されましたが、販売の問題点を粘り強く指摘したところ、**電話機の設置前**で、リースも開始していなかったため**無条件解約**となりました。

注意

- ① 店として契約した場合は、クーリング・オフなど、**原則消費者の為の制度が利用できません。**
- ② 一見**店の契約**のように見えても、実際は**個人の契約**であれば消費者の為のクーリング・オフなどの制度が利用できます。

事業主の契約は個別のケースにより判断されます。

くれぐれも**店の名前の契約は慎重に!**



ご相談は…
まずは
お電話!!



ホットちゃん

しまった、困った、その時は
消費者センターは生活のお医者さん

但馬生活科学センター
相談電話:0796-23-0999

たじま消費者ホットライン
相談電話:0796-23-1999